



弁護団だより

みんなして

No.58 発行 2016年 11月
 「生業を返せ、地域を返せ！」
 福島原発事故被害弁護団
 TEL : 03-3379-6770

【 最近の動き 】

東電や国の動向	弁護団・原告団の取り組み
11月06日 富岡町、2017年4月の解除方針を来年1月に決定する意向を示す	11月13日 11・13ふくしま集会 (福島市)
11月09日 原子力規制委員会、玄海原発3・4号機について新規基準に適合していると認定。再稼働は2017年度以降	11月14日 原告団・弁護団合同会議 (郡山市)
11月10日 環境省、中間貯蔵施設の本体工事の着工を11月15日から開始すると発表	11月14日 弁護団会議 (東京都)
	11月20日 第2陣原告団説明会 (桑折町)
	11月23日 第2陣原告団説明会 (二本松市)
	11月30日 第22回期日 (福島地裁)

勝利に向けて

原告団長 中島 孝

提訴から3年9か月が経ちました。2017年3月に結審、秋には判決が予想されます。最大の裁判、生業訴訟の判決は、他の裁判にとっても非常な影響を及ぼすものとなります。勝利判決を勝ち取るためにこれから何が大事か、11月6日の原告団総会で論議されました。



まず第1に、第2陣提訴を成功させることです。原発事故の収束もできないのに、国と東電は再稼働をねらい、事故の幕引きを図っています。年間放射線量20ミリシーベルト以下の地域は2017年3月で居住制限を解除、賠償金をその1年後に打ち切り、また自主避難者への住宅支援も打ち切るという3点セットは、その現れです。国はそうやって事故は終わったことにしたいのですが、現実には被害が続いています。第2陣は、そうしたよこしまな意図

にも関わらず、被害は続いているとの裁判所に対する強いメッセージとなります。

第2は、公正判決を求める100万人署名に取り組むことです。裁判官は「よろめくもの、です」とは、弁護団共同代表のおひとり、安田純治弁護士の言葉ですが、いかに優れた論戦で被害と被告の違法性を究明しても、最後に裁判官をして、この人類史的事故に際

し「正義とはこうあるべき」と原告勝利の判決を書かせるには、日本中が重大関心を持っているから「ヘタなものは書けない」と裁判所に思わせることです。その支えとなるのが、次々と裁判所に寄せられる署名の山です。原告の皆さんの努力によって、署名を積み上げたいと思います。用紙を皆様のお手元にお届けします。お力をお貸してください。

しかし、がんばるといっても100万筆は容易ではありません。一方、生業訴訟が加盟するふくしま復興共同センターもまた、全国組織の「原発をなくす全国連絡会」と共同で、「国と東電が責任を果たすことを求める100万人署名」に取り組み始めています。そこで、この運動と手をつなぎ、我々の「公正判決」と一緒に署名を集め、全国的広がりを作りながら署名成功を実現したいと思います。この用紙も送付いたします。



皆さん、この裁判を決意された4年前から原発事故は何も終わっていません。こうした状態のまま次の世代に引き渡すなど、できるはずがありません。我々の人生を賭けてこの裁判を勝ち抜き、安心して暮らせる明るい社会をもう一度作りあげようじゃありませんか。ともにがんばりましょう。



「原発なくそう！九州玄海訴訟」で意見陳述をして

久保田美奈穂（沖縄支部）

11月18日、佐賀地方裁判所で意見陳述をしました。

意見陳述のとき裁判長が一度もこちらを見ず、手元の紙をみていることに悲しさと怒りが込み上げてきました。目の前に原発事故による被害者がいて、どんな顔をしてどんな被害を受けたかってことに何の興味もないんだなあ。他人事というか、事故さえなかったか、終わったことと思ってるのかな？と私は感じました。

確かに、私自身避難してから普段思うことは、みんなが事故前と変わらず生活していて、私だけが心配し過ぎで、大袈裟に反応してるんじゃないのか、と恥ずかしい気持ちになる時もあります。自分の被害を伝えることになった時、繰り返し思い出していくことで、そうじゃないんだ。私の選択はこれでいいんだ…と思い出す事から始まります。

原発事故から1ヶ月しか経っておらず、不安があるのにもかかわらず、人の目を気にして子どもを学校に通わせ、給食を食べさせたこと。我が子を被ばくさせたこと。大切な人たちを置いて避難したこと。自分で発することで「被ばくさせてしまった」ことや「逃げてきた」ことを事実として認めることになり、傷口をグリグリして傷口が広がっていくのが

わかります。話し出すと身体中が冷たくなり、体が震え声も震えだします。自分でも認めたくない思いや、認めて欲しい思いや、茨城に帰りたい、戻りたい、でも戻れない、と本当に相反するグチャグチャな気持ちになり、どうしようもない気持ちになりました。



意見陳述が終わり、報告集会が終わったあと、沢山の方に「がんばってね。」「お子さん達と幸せになってね。」「お話をさり、ありがとうございました。お会い出来て良かった。」「苦しかったね、一緒にがんばろうね。」と手を握ってくださったり、抱きしめてくださったり、たくさん励ましの言葉をかけてもらいました。佐賀に行って、いろんな方にお会いし、皆さんの頑張りを知って、とても刺激を受けました。生業訴訟も玄海差し止め訴訟も、どちらも同じく重

要な訴訟で、絶対に勝たなくてはならない訴訟です。どちらも国や電力会社という巨大な相手で、向こうはお金や権力を武器にしてやってきますが、玄海訴訟と生業訴訟の弁護士先生も原告も支援者も皆んなの強い思いが一つになった時に最強の力を発揮できると思っています。すでに大きな輪になりつつあると感じました。人数が増えれば意見の違いや、いろんな問題もあるかもしれないけど、お互いを理解し合い、闘う相手を見失わずに、最後には皆んなが笑顔で乾杯する日を楽しみに、どちらの訴訟でも私が出来ることを頑張っています。



生業訴訟第2陣提訴のお知らせ

2016（平成28）年12月12日、原発事故被害がまだ収束していないことを県内外にアピールするため、生業訴訟は第2陣提訴に伴い、下記のスケジュールで提訴行動を行います。第1陣訴訟から関わっている原告の方だけでなく、多くの皆さんのご参加をお待ちしています！

<当日のスケジュール>

- | | |
|-------|-------------------------|
| 11:30 | 提訴前集会
あぶくま事務所前にて |
| 11:50 | 訴状提出（福島地裁） |
| 13:00 | 記者会見
コラッセ福島5階 研修室A B |
| 14:00 | 報告集会 |
| 15:00 | 終了予定 |

「生業を返せ、地域を返せ!」福島原発訴訟 第二陣提訴 にご参加ください!

私たち「生業訴訟」では、12月12日(日)に、「第二陣」と呼ばれる同じ内容の新たな裁判を、福島地裁に提訴します。
この提訴は、第一陣で原告になれなかった方々を提訴するだけではなく、裁判所や被告（国・東電）に対し、「原発事故の被害者は、第一陣の原告だけではすまない」「原発事故被害はまだ終わっていない」と、強くアピールするものです。

重要な意味を持つ第二陣提訴を、大勢の原告や支援者で盛り上げ、関心が薄れつつある原発事故被害にもう一度目を向けてもらえるよう、県内外にアピールしましょう!
多くの皆さんのご参加を、お待ちしております!!

第二陣提訴行動スケジュール

- | | |
|--------|-----------------------|
| 11時30分 | 提訴前集会（あぶくま法律事務所前） |
| 11時50分 | 訴状提出（福島地裁） |
| 13時00分 | 記者会見（コラッセ福島5階 研修室A B） |
| 14時00分 | 報告集会（同上） |
| 15時00分 | 終了予定 |

みれば
応援に行こう!



生業訴訟第23回期日（1月30日）のお知らせ

2017（平成29）年1月30日（月）、福島地方裁判所で第23回目の口頭弁論が開かれます。

3月の結審へ向けて、裁判も大詰めです。今回は、主に、弁護団が調査してきた土壌や海洋、河川の汚染状況・除染の状況、農作物の出荷状況、子どもの外遊びの状況、避難の状況などの社会的事実を明らかにして、原告のみなさんが普通の日常生活を営む法益が破壊ないし損傷され続けていることを明らかにします。

そして、連続講演会のゲストは、なんと鳩山由紀夫さん（元首相）です！講演会後の報告集会では、口頭弁論での被害の主張についてもご報告いたします。

皆様、お誘い合わせのうえ、ぜひご参加ください！！

また、生業訴訟第1陣結審予定は、第24回期日（3月21日）となっております。第2陣訴訟を成功させるためにも、こちらの結審予定期日も是非ご参加ください！！

<当日のスケジュール>

【裁判所】

- 12:15 あぶくま事務所前集合
- 12:25 事務所前集会
- 12:55 裁判所行進
- 13:15 進行協議
- 14:00 弁論期日



【音楽堂小ホール】

- 13:30 鳩山由紀夫元首相 講演会
- 15:30 報告集会

★ホームページ、フェイスブック、ツイッターで、弁護団の情報を随時紹介しています。ぜひご覧ください。

- ・ホームページ ▽ <http://www.nariwaisoshou.jp/>
- ・facebook ▽ <https://www.facebook.com/nariwaikaese>
- ・Twitter ▽ @NARIWAIbengodan（なりわい弁護団）



題字「みんなして」は、中瀬奈都子弁護士の筆によるものです。